

財政健全化判断比率等について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、決算に基づき健全化判断比率等（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標と⑤公営企業における資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受け、その意見書をつけて議会へ報告するとともに、町民のみなさまに公表することになりました。

健全化判断比率等のうち、いずれかが基準以上となった場合は、赤字や資金不足を解消するための健全化計画や再生計画を策定し、実行していかなければなりません。

◎平成21年度東庄町各会計の決算に基づく健全化判断比率は、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
健全化判断比率	- %	- %	13.1%	92.8%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「一」と記載しています。

◎各公営企業における資金不足比率は、平成21年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

	水道事業会計	国民健康保険東庄病院事業会計	食肉センター特別会計
⑤資金不足比率	- %	- %	- %
経営健全化基準	20.00%		

※ 資金不足額が無いため、資金不足比率は「一」と記載しています。

本町は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率ではなく、実質公債費比率及び将来負担比率も早期健全化基準を下回っており、各指標上では健全段階であるといえます。しかし、人口減による税収入減少の懸念や少子高齢化に伴う社会保障経費の負担増などを考慮すると、一層の財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

用語解説

実質赤字比率

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率

一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を示すもので、普通交付税と地方税が主なものです。